

議案第33号

水戸市立学校におけるハラスメントの防止等に関する規程の一部を改正する規程

水戸市立学校におけるハラスメントの防止等に関する規程(平成27年水戸市教育委員会規程第5号)の一部を次のように改正する。

第9条第6項中「教育企画課長」を「学校管理課長」に改める。

第11条中「教育部教育企画課」を「教育部学校管理課」に改める。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

令和5年11月2日提出

水戸市教育委員会教育長 志 田 晴 美

新旧対照表

教育部学校管理課

現行	改正（案）
<p>（組織） 第9条 1から5まで（略） 6 委員には，参事，教育企画課長及び総合教育研究所長をもって充てる。</p> <p>（庶務） 第11条 委員会の庶務は，教育部教育企画課において行う。</p>	<p>（組織） 第9条 1から5まで（略） 6 委員には，参事，学校管理課長及び総合教育研究所長をもって充てる。</p> <p>（庶務） 第11条 委員会の庶務は，教育部学校管理課において行う。</p> <p>付 則 この規程は，公布の日から施行する。</p>

その他（１）

令和６年教育委員会定例会の開催日程について

回	月	日	曜日	場 所	時 間	備 考
1	1	11	木	水戸市役所本庁舎 教育委員会室	午後５時	
2	1	25	木	水戸市役所本庁舎 教育委員会室	午後５時	
3	2	15	木	水戸市役所本庁舎 教育委員会室	午後５時	市議会定例会に伴い、 前倒しで開催
4	4	4	木	水戸市役所本庁舎 教育委員会室	午後５時	
5	4	25	木	水戸市役所本庁舎 教育委員会室	午後５時	
6	5	16	木	水戸市役所本庁舎 教育委員会室	午後５時	市議会定例会に伴い、 前倒しで開催
7	6	27	木	水戸市役所本庁舎 教育委員会室	午後５時	
8	8	1	木	水戸市役所本庁舎 教育委員会室	午後５時	
9	8	19	月	水戸市役所本庁舎 教育委員会室	午後５時	市議会定例会に伴い、 前倒しで開催
10	10	3	木	水戸市役所本庁舎 教育委員会室	午後５時	
11	10	31	木	水戸市役所本庁舎 教育委員会室	午後５時	
12	11	14	木	水戸市役所本庁舎 教育委員会室	午後５時	市議会定例会に伴い、 前倒しで開催

その他（２）

本市における特別支援教育について

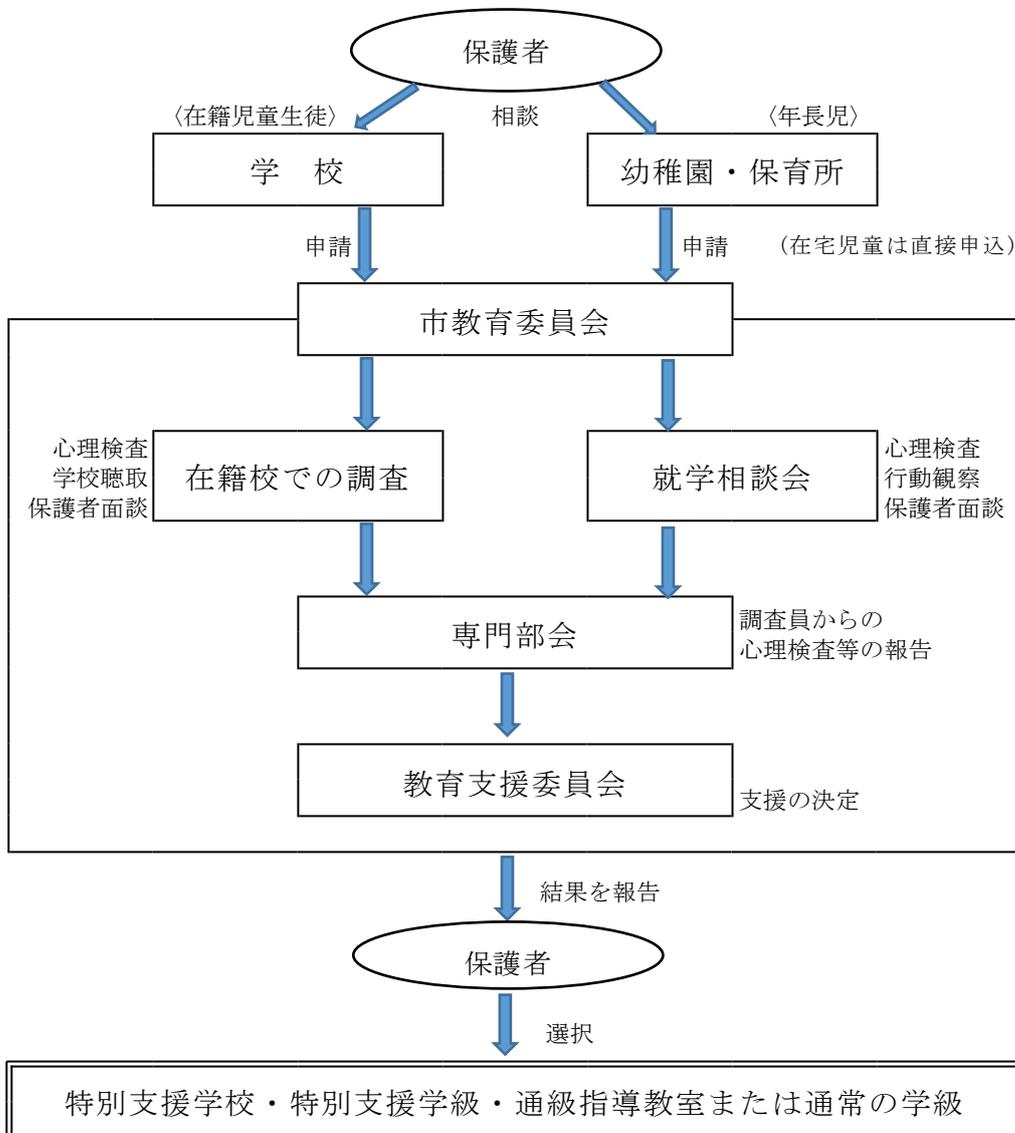
1 特別支援教育について

本市では、特別な教育的支援を必要とする子どもが、その必要とする支援や発達段階等に応じた適切な教育を受けることができるよう、一人一人の教育的ニーズを把握し、個に応じた就学相談体制や指導の充実に努めているところである。

近年、特別な配慮を必要とする児童生徒が増加しており、特別支援学級や通級指導教室も年々増加している。

主な要因としては、障害などに関する認識や理解が進み、これまで見過ごされてきた特別な支援を必要とする児童生徒に、より目を向けるようになったことや、近年、個々の特性に応じた教育が重視されることで、保護者の意識が変化してきたことなどが挙げられる。

〈 就学・措置変更等決定の主な流れ 〉



2 特別支援学級について

小中学校において、その障害等の特性に応じ、学習上、又は生活上において特別な指導を受けることができる特別支援学級を設置している。

(1) 特別支援学級数及び在籍児童生徒数の推移（各年度5月1日現在）

年 度	小学校		中学校	
	特別支援学級数	特別支援学級 在籍者数	特別支援学級数	特別支援学級 在籍者数
令和元年度	85 学級	414 人	34 学級	159 人
令和2年度	94 学級	476 人	37 学級	165 人
令和3年度	101 学級	528 人	41 学級	196 人
令和4年度	107 学級	602 人	44 学級	223 人
令和5年度	115 学級	645 人	49 学級	252 人

(2) 学級別の特別支援学級数及び在籍児童生徒数（令和5年5月1日現在）

学級の区分	小学校		中学校	
	学級数	児童数	学級数	生徒数
知的障害	50 学級	281 人	19 学級	95 人
自閉症・情緒障害	65 学級	364 人	30 学級	157 人

○ 知的障害特別支援学級

小集団の中で、生活に役立つ内容を指導している。小学校では、基本的な生活習慣の確立や、日常生活に必要な言語や数量等の指導を行っている。

中学校では、小学校での支援を更に充実させ、社会生活や職業生活に必要な知識や技能等を身に付けられるよう指導を行っている。

○ 自閉症・情緒障害特別支援学級

自閉症等の子どもには、言語の理解や使用、場に応じた適切な行動ができるようにするための指導を行っている。

選択性かん黙等のある子どもには、安心できる雰囲気の中で、心理的安定を図る指導や集団に参加できるよう指導を行っている。

3 通級指導教室について

通常の学級に在籍する、言語障害や自閉症、情緒障害、難聴、弱視、LD（学習障害）／ADHD（注意欠陥多動性障害）等のある児童生徒を対象に、各教科等の授業は通常の学級で行いながら、障害に応じた特別の指導を実施する通級指導教室を設置している。

通級指導教室では、それぞれの障害の状態による困難さを改善、克服することをねらいとした自立活動等の指導を実施している。

(1) 指導内容

- ・ 生活をする上で困難なことに関する支援、指導を行う。
- ・ 最適な学習方法を学んだり、徐々に苦手意識をなくし、学習への興味・関心を高める。

(2) 利用時数

年間 35 単位（週 1 単位）から年間 280 単位（週 8 単位）までが標準

(3) 通級指導教室設置校及び通級児童生徒数（令和5年5月1日現在）

障害種別	設置校	学級数	設置年度	通級児童生徒数	
				自校	他校
言語障害	五軒小	2学級	H7.4.1	5人	17人
	常磐小	4学級	H7.4.1	23人	33人
情緒障害	新荘小	1学級	H6.4.1	5人	2人
	見川小	1学級	H22.4.1	6人	1人
	笠原小（総合教育研究所内）	1学級	R2.4.1	2人	3人
	第一中	1学級	H29.4.1	4人	—
	笠原中（総合教育研究所内）	1学級	R5.4.1	2人	—
LD/ADHD	浜田小	1学級	R3.4.1	4人	5人
	第三中	1学級	R5.4.1	3人	—

※ 難聴のある児童生徒は県立水戸聾学校、弱視のある児童生徒は県立盲学校の通級指導教室を利用している。

4 医療的ケア児への支援について

令和3年9月の「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行に伴い、学校の設置者（水戸市）が、学校に在籍する医療的ケア児に対して、適切な支援を行う責務を有することが規定された。

このため、本市においては、保護者の付き添いがなくても適切な支援が受けられるよう、令和5年度から医療的ケア児が在籍する学校に、看護師資格を有する職員2名を配置している。

5 相談・支援体制について

(1) 早期支援

ア 就学相談の実施

年長幼児及び保護者を対象に就学相談会を開催し、児童の心理検査、保護者面談等の就学相談（年間11回）を実施している。

イ 療育指導教室（幼児のことば・こころの教室）における支援

市こども発達支援センターにおいて、年中・年長児（4・5歳児）を対象に、ことばの遅れ、集団での活動に難しさがある、落ち着きがない、切り替えが難しい児童等への個別・小集団での療育指導を行っている。また、発音に誤りがある児童に対し、個別言語指導を行っている。

(2) 就学後の支援

ア 教育相談室（総合教育研究所内）における相談

障害により、学習や学校生活における悩み相談に対応している。

○ 令和4年度実績 電話相談：48件（延べ）

来所相談：924件（延べ）

イ 特別支援教育支援員の配置

特別な支援が必要な児童生徒に、教室を移動する際の介助や学習に集中できるよう声かけなどを行う特別支援教育支援員を配置している。

特別支援教育支援員数の推移（各年度4月1日現在）

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	134人	138人	159人	179人	184人
中学校	4人	7人	17人	14人	10人
合 計	138人	145人	176人	193人	194人

ウ 特別支援教育コーディネーターの配置

学校における保護者からの相談窓口となり、担任と校内の教職員との連携や、外部の関係機関との連絡調整等を担う「特別支援教育コーディネーター」を各校1名以上配置している（教員の中から指名）。

エ 特別支援教育専門員の配置（令和4年度から）

学校への巡回訪問を実施し、気になる児童生徒や個別の対応が必要な児童生徒の状況を観察し、学校へ対応等の助言を行うとともに、学校からの相談対応、就学相談等における心理検査や保護者面談、学校への聞き取り等を行う、特別支援教育専門員を総合教育研究所に1名配置している。